我孫子市開発行為に関する条例に基づく事前協議及び事前協議の変更の手続きにおける協議担当課への図書の作成及び配布に関する規程

我孫子市開発行為に関する条例に基づく事前協議及び事前協議の変更の手続きにおける協議担当課への図書の作成及び配布に関する規程の別表を別紙のとおり改正する。

附　則

この規程は、令和８年１１月１０日から施行する。